障害福祉分野就職支援金

貸付事業の手引き

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

福祉人材課　人材確保・支援係

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目7-4

宮城県社会福祉会館1階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：https://www.miyagi-sfk.net

目　　　　　次

Ⅰ　障害福祉分野就職支援金貸付事業について………………………………………4

Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ…………………………………………………8

Ⅲ　貸付後の手続き………………………………………………………………………9

Ⅳ　手続きに必要な提出書類一覧…………………………………………………… 11

Ⅴ　障害福祉分野就職支援金貸付事業に関するQ＆A……………………………１３

令和5年　５月２３日　改訂

**Ⅰ　障害福祉分野就職支援金貸付事業について**

**１　目的**

■介護人材について、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸し付けを行い、迅速に新たな人材を確保することを目的とします。

**２**　**実施主体**

■社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

**３　貸付対象者**

■次の要件をすべて満たしている方が対象です。

　①就職前に次のいずれかの研修受講を修了し、又は資格の登録をした方。

　　・介護職員初任者研修

　　・居宅介護職員初任者研修

　　・障害者居宅介護従事者基礎研修

　　・重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）

　　・同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）

　　・行動援護従事者養成研修

　　・介護福祉士実務者研修

　　・介護職員基礎研修

　　・訪問介護員（ホームヘルパー）１級

　　・訪問介護員（ホームヘルパー）２級

　　・介護福祉士

　　※就労と同時に上記研修を受講している場合は、修了証書の提出が必要となります。

　②無職や他業種で働いていた方等で、県内にある事業所又は施設において、障害福祉職員として就労し、２年以上引続き従事する意思のある方。

【障害福祉職員の業務】

　　以下の種別のサービスを実施する施設又は事業所で、主たる業務がサービス利

用者に直接サービスを提供する方をいいます。施設長業務、介護事業所の業務は対

象となりません。

○障害者総合支援法関係

・居宅介護　　　　　　　　　　　　　　　・重度訪問介護

・同行援護　　　　　　　　　　　　　　　・行動援護

・療養介護　　　　　　　　　　　　　　　・生活介護

・短期入所　　　　　　　　　　　　　　　・重度障害者等包括支援

・施設入所支援　　　　　　　　　　　　　・自立訓練

・就労移行支援　　　　　　　　　　　　　・就労継続支援

・就労定着支援　　　　　　　　　　　　　・自立生活援助

・共同生活援助　　　　　　　　　　　　　・基本相談支援

・地域相談支援　　　　　　　　　　　　　・計画相談支援

・市町村の地域生活支援事業　　　　　　　・都道府県の地域生活支援事業

・地域活動支援センター　　　　　　　　　・基幹相談支援センター

○児童福祉法関係

・児童発達支援　　　　　　　　　　　　　・医療型児童発達支援

・放課後等デイサービス　　　　　　　　　・居宅訪問型児童発達支援

・保育所等訪問支援　　　　　　　　　　　・障害児相談支援

・障害児入所支援

○身体障害者福祉法関係

・身体障害者生活訓練等事業　　　　　　　・手話通訳事業

・介助犬訓練事業　　　　　　　　　　　　・聴導犬訓練事業

・身体障害者福祉センター　　　　　　　　・補装具製作施設

・盲導犬訓練施設　　　　　　　　　　　　・視聴覚障害者情報提供施設

・（介護予防）訪問介護　　　　　　　　　・（介護予防）訪問入浴介護

・（介護予防）通所介護　　　　　　　　　・（介護予防）通所リハビリテーション

・（介護予防）短期入所生活介護　　　　　・（介護予防）短期入所療養介護

・（介護予防）特定施設入居者生活介護　　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護　　　　　　　　　 ・（介護予防）認知症対応型通所介護

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護　　・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・地域密着型通所介護　　　　　　　　　 ・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設　　　　　 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設

・介護療養型医療施設　　　　　　　　　 ・第一号訪問事業

・第一号通所事業

③県社協が定める「障害福祉分野就支援金貸付計画書」を提出した方。

④次のいずれかの貸付等を受けたことのない方。

　・本県及び他県の「介護分野就職支援金貸付」

　・本県及び他県の「離職した介護人材の再就職準備金貸付」

　・本県及び他県の「障害福祉分野就職支援金貸付」

**４　募集期間**

■当該年度内　必着

※就職後３ヶ月以内に申請してください。

**５　申請回数**

■一人一回限り。

**６　貸付内容**

■障害福祉職員として就職する際に必要となる経費　　　　　　200，000円以内

　【対象となる経費】

　・子どもの預け先を探す際の活動費

　・介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

　・介護職員等として働く際に必要となる靴や道具、または当該道具を

入れる鞄等の被服費

　・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

　・通勤用の自転車又はバイクの購入費

　・その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

**７　貸付利子**

■無利子です。ただし、返還期間を過ぎた場合は、年３％の延滞利子を徴収します。

**８　連帯保証人**

■借受人が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）とします。

■また、連帯保証人は、借受人が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務

を負担していただきます。法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がな

い場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。

■連帯保証人には、次の要件を満たしている方とします。

　①日本国内に居住する成年の方

　②日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方若しくは特別永住者等の

　　方

　③独立の生計を営み、貸付金の返還ができる資力のある方

　　※申請時に、連帯保証人の収入のわかる書類（所得・課税証明書）を添付していただきます。なお、給与所得以外の所得の方は、確定申告書の写し等を御提出ください。

**９　貸付の交付**

■交付は年１回です。

**１０　貸付の辞退**

■貸付決定後に辞退を希望する場合は、「貸付停止・再開・辞退届（様式18号）」を県社協へ提出してください。

**１１　貸付の解除**

■借受人が次のいずれかに該当する場合は、会長が契約を解除します。

　①借受者から貸付の辞退の申し出があったとき

　②退職し、返還免除対象業務に従事できなくなったとき

　③３の①に掲げる研修を修了できなかったとき

　④虚偽その他不正の方法により、本事業資金の貸付を受けたことが明らかになっ

たとき

　 ⑤死亡したとき

　 ⑥その他、本事業の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

**１２　返還免除**

■次のいずれかに該当する場合は、貸付金が全額または一部免除となります。

　①県内の施設において障害福祉職員として就労した日から引き続き２年間従事したとき　　…全額免除

　※就職と同時に研修を受講している方は、「研修を修了した日」から２年間となります。

　　※正規職員、非正規職員を問いませんが、在職期間が通算730日以上で、かつ、業務に従事した期間が360日以上あることが条件です。

　②借受人が、返還免除対象期間中に、業務の事由により死亡し、又は業務に起因す

る心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき　　…全額免除

　③借受人が、業務の事由以外の死亡又は障害、長期間所在不明等により返還できな

くなった場合で、連帯保証人等へ請求しても返還が困難であるとき

…全額又は一部免除

④２年には満たないが、一定期間以上、県内で障害福祉職員の業務に従事したとき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…一部免除

**１３　貸付金の返還**

■次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければなりません。

（１）返還となる事由

　①貸付契約が解除されたとき

　②県内の施設で障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき

　③業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき（２）返還方法

　　月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払い

（３）返還期限

　　上記（１）の事由が生じた翌月から２年以内で県社協会長が定めた日

　　なお、返還となった借受人には、返還届兼返還計画書（様式３３号）を提出してもらいます。

**１４　返還の猶予**

■次のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができます。

　①県内の施設において障害福祉職員等の業務に従事しているとき

　②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

**Ⅱ　貸付申請から資金交付までの流れ**

＜申請者提出書類＞

1 障害福祉分野就職支援金借入申請書（様式第１号の４）

2 障害福祉分野就職支援金貸付計画書（様式第32号）

3 介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第31号）

4 初任者研修等の修了証書の写し（※就職と同時に受講している方は、研修受講日が確認できる書類の写しを添付し、修了後に修了証書の写しを提出すること）

5 雇用契約書など、就職した日と内容が確認できる書類の写し

6 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（本籍・続柄のあるもの、マイナンバーは不要）

7 連帯保証人の所得・課税証明書

①貸付申請

【申請者⇒学校⇒県社協】

○県社協から申請者へ、貸付の可否を通知します。

②審査・貸付決定

【県社協⇒申請者】

※貸付決定の場合

＜借受者提出書類＞

1 借用証書兼誓約書（様式第６号）

2 銀行口座振込依頼書（様式第７号）

3 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し

4 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く）

※送金前に貸付を辞退するときは、辞退届（様式第18号）を提出してください。

③契約

【申請者⇒県社協】

○県社協から借受者本人名義口座へ送金します。

　※一括送金

④資金の交付

【県社協⇒申請者】

**Ⅲ-１　貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）**

■県内において障害福祉職員の業務に従事した場合には、返還の猶予ができます。さらに、２年間引き続き従事した場合には、貸付した就職支援金の返還を免除することができます。

＜注意＞

◎災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産育休等）が

あるときは、次の書類の提出が必要です。

1 介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予申請書（様式第11号）

2 事実を証明する書類

①県内の施設で障害福祉職員として就業

　（返還猶予）

【借受者】

**※県外の施設や指定業務以外に勤務した場合は返還手続きが必要ですので県社協まで御連絡ください。**

※届出事項が変更した場合は異動届（様式第19号）、就業先を変更した場合は、業務従事先変更届（様式第24号）を１ヶ月以内に提出してください。（Q&A参照）

※その他、病気や産休育休等で離職した場合は、県社協まで御連絡ください。

＜借受者提出書類＞※毎年４月末日まで提出

1 就業状況報告書（様式第20号）

**翌年以降**

＜借受者提出書類＞※従事期間によっては一部返還になります。

1 業務廃止届（様式第25号）

2 介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第12号）

3 業務従事期間証明書（様式第27号）

4 返還届兼返還計画書（様式33号）

※返還計画を変更するときは、返還計画変更申請書（様式第13等）

**途中退職**

②返還免除申請

**※２年従事したとき**

【借受者⇒県社協】

＜借受者提出書類＞

1 介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第12号）

2 業務従事期間証明書（様式第27号）

※免除決定の場合

③返還免除決定

【県社協⇒借受者】

○県社協から借受者へ、免除決定通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

**Ⅲ-2　貸付後の手続き（返還の場合）**

■県内において障害福祉分野の業務に従事しない場合には、返還となります。

①返還対象業務を辞めた

（返還）

【借受者】

＜借受者提出書類＞※従事期間によっては一部返還になります。

1 業務廃止届（様式第25号）

2 介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第12号）

3 業務従事期間証明書（様式第27号）

4 返還届兼返還計画書（様式33号）

※返還計画を変更するときは、返還計画変更申請書（様式第13等）

②返還計画の提出

【借受者⇒県社協】

③返還開始通知

【県社協⇒借受者】

○県社協から借受者へ、返還開始通知書を送付します。

＜返還方法＞

・月賦もしくは半年賦の均等払い方式、又は一括払いとし、返還期限は２年以内となります。

・返還期限を過ぎた場合は、年３％の延滞利子が発生します。

・２年以内の返還であれば、返還計画変更申請書（様式第13号）の提出で計画を変更することができます。

・返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求します。

④返還

【借受者⇒県社協】

○県社協から借受者へ、返還完了通知書を送付します。

○借用証書及び印鑑登録証明書を返却します。

⑤変換完了

【県社協⇒借受者】

**Ⅳ　手続きに必要な提出書類一覧**

* 1. **借入申込時**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入の申請をするとき | 障害福祉分野就職支援金借入申請書  (様式第１号の４) | 借入申込者  ↓  県社協 |
| 障害福祉分野就職支援金貸付計画書　(様式第32号) |
| 個人情報の取扱同意書　　　　　　(様式第31号) |
| 初任者研修等の修了証書の写し(※就職と同時に受講している方は、受講日が確認できる書類の写しを添付し、修了後に修了証書の写しを提出する) |
| 雇用契約書等の写し |
| 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票(記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要) |
| 連帯保証人の所得・課税証明書 |
| 貸付決定を受けたとき | 借用証書兼誓約書　　　　　　　　　(様式第６号) | 借入申込者  ↓  県社協 |
| 銀行口座振込依頼書　　　　　　　　(様式第７号) |
| 振込口座通帳の表紙及び表紙裏の写し  ※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。または、口  座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口  座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの） |
| 借受者、連帯保証人の印鑑証明書（未成年者を除く） |
| 貸付けの辞退をするとき | 辞退届　　　　　　　　　　　　　　(様式第18号) | 借受者→県社協 |

**２　貸付後**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　　　　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 借入者及び連帯保証人の住所、氏名等変更したとき | 異動届　　　　　　　　　　　　　　(様式第19号)  ※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票（マイナンバーは不要）  ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本  (１ヶ月以内に提出) | 借受者→県社協 |
| 返還猶予の申請を行うとき | 返還猶予申請書　　　　　　　　　(様式第11号)  ※り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類を添付 | 借受者→県社協 |
| 事　　　項 | 提出書類（※印は添付書類） | 提出先 |
| 継続して業務に従事しているとき（毎年4月1日現在） | 就業状況報告書　　　　　　　　　(様式第2０号)  (免除になるまでの毎年４月末日までに提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの施設や職種に変更があったとき | 業務従事先変更届　　　　　　　　(様式第24号)  ※異動後の業務先や職種が証明できる書類  (１ヶ月以内に提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 就業先を変更したとき | 業務従事先変更届　　　　　　　　(様式第24号)  ※異動後の業務先や職種が証明できる書類  (１ヶ月以内に提出) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 連帯保証人にとして適当でない事由が発生したとき | 連帯保証人変更願　　　　　　　　　(様式第８号) | 借受者（連帯保証人）→県社協 |
| 退職したとき | Q&Aをご覧いただくとともに、退職された際  には、速やかな御連絡をお願いします。 | 借受者→県社協 |
| 貸付金の返還免除を申請するとき | 返還免除申請書　(様式第12号) | 借受者→県社協 |
| 介護等業務従事期間証明書　　　　　(様式第27号) | 借受者（勤務先）  →県社協 |
| 返還計画の内容を変えるとき | 返還計画変更申請書　　　　　　　　(様式第13号) | 借受者→県社協 |

**Ⅴ　障害福祉分野就職支援金貸付制度に関するＱ＆Ａ**

Ｑ１　従事していた施設を退職しました。他施設で規定業務に従事する予定ですが、まだ決まっていません。どのような手続きが必要ですか。

ｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖｖ

答　離職された場合は、「業務廃止届（様式第25号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」を添付して提出してください。また、規定する業務に再就職が決まり、就業した場合「業務従事届（様式第23号）」に新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して、速やかに提出してください。

　　なお、退職してから再度規定する業務に就業するまでの間（１か月以上となる場合）は貸付金の返還義務が生じます。ｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂｂ

Ｑ２　従事していた施設を退職し、翌月から別の福祉施設で働き始めましたが、どのような手続きが必要ですか。

答　再就職するまでの間が１か月以内の場合は「業務従事先変更届（様式第24号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」と新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して提出してください。

ｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇ

Ｑ３　施設に２年間従事しました。返還免除になるためには、どのような手続きが

必要ですか。

ｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙｙ

答　従事した期間に休職等がなく、２年間継続して規定業務に従事した場合、返還が免除されます。「介護福祉士等修学資金返還免除申請書（様式第12号）」に事業所が証明する「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」を添えて提出してください。

　　なお、２年の間に複数の事業所で勤務した場合は、事業所毎の業務従事期間証明書が必要となります。

ｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋｋ

Ｑ４　卒業後、借受人が死亡した場合、又は心身の故障のため業務に従事できなく

なった場合はどのようになりますか。

ｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇｇ

答　死亡した場合は除票(又は死亡診断書の写し)を添付し、異動届（様式第１９号）を提出してください。死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった原因について、業務上の事由であれば返還が免除され、それ以外の事由であれば返還の義務が生じます。